福山市における特定随意契約の手続に関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は，福山市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号及び第４号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するにあたり，必要な事項を定める。

（対象となる契約）

第２条 特定随意契約となる契約は，福山市契約規則（昭和４１年規則第１３号）第４１条で定める額を超えるものとする。

（名簿の作成）

第３条 特定随意契約の対象となる事業者については，次に掲げる区分に応じ，当該各号に定める課において，特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）を作成し，対象となる物品又は提供される役務を明記しなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１１項に規定する障害者支援施設，同条第２７項に規定する地域活動支援センター，同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護，同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）又はこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者（以下「障がい者支援施設等」という。）において製作された物品（当該障がい者支援施設等から買い入れる場合に限る。）又は提供される役務

保健福祉局福祉部障がい福祉課

(2) 生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第１６条第３項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第３条第１項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資するとして市長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品（当該施設から買い入れる場合に限る。）又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するとして市長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものにおいて提供される役務

保健福祉局福祉部生活困窮者自立支援センター

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第４１条第２項に規定するシルバー人材センター又はこれに準ずる者として市長の認定を受けた者において提供される役務

保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として市長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第４項に規定する寡婦であるものにおいて提供される役務

保健福祉局児童部ネウボラ推進課

(5) 新たな事業分野の開拓を図る者として市の認定を受けた者において，新商品として生産された物品（当該認定を受けた者から買い入れ又は借り入れる場合に限る。）又は提供される新役務

経済環境局経済部産業振興課

２ 名簿に掲載する内容について変更が生じたときは，名簿搭載者からの届出により，速やかに変更しなければならない。

（発注見通しの公表）

第４条 特定随意契約の締結を予定している課の長は，毎年２月末日までに次に掲げる事項を発注見通し（様式第１号）に記載し，物品については企画財政局財政部管財課長に，役務については建設局建設管理部契約課長に提出しなければならない。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要

(2) 契約に関する事務を担当する主管課名

(3) 契約の締結予定月

２ 企画財政局財政部管財課長及び建設局建設管理部契約課長は，翌年度の予算確定後，発注することが見込まれる特定随意契約の案件について，発注見通し一覧表（様式第２号）を作成し，公表しなければならない。

３ 前項に規定する公衆の閲覧は，次に掲げる方法を併用して行うものとする。

(1) 企画財政局財政部管財課の窓口において閲覧に供する方法

(2) 建設局建設管理部契約課の窓口において閲覧に供する方法

(3) 福山市のホームページに掲載し，インターネットを利用して閲覧に供する方法

（契約締結前の公表）

第５条 企画財政局財政部管財課長又は建設局建設管理部契約課長は，当該契約の見積書提出期限の５日前までに，次に掲げる事項を特定随意契約案件表（様式第３号）により公表するものとする。ただし，やむを得ない事情があるときは，２日以内に限り短縮することができる。

(1) 契約の内容

(2) 契約の予定日

(3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(4) 見積書の提出期限及び提出方法

(5) 契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間

２ 前項の規定は，発注する年度の途中において，新たに対象となる物品又は提供できる役務として追加された案件も併せて行うものとする。

３ 第１項に規定する公表は，前条第３項に定める方法を併用して行うものとする。

（契約締結状況の公表）

第６条 企画財政局財政部管財課長又は建設局建設管理部契約課長は，契約締結後，速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表（様式第４号）により公表するものとする。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称及び概要

(2) 契約の内容

(3) 契約の相手方の名称及び所在地

(4) 契約金額

(5) 契約を締結した日

(6) 契約に係る物品の納入期限又は役務の履行期間

(7) 契約の相手方とした理由

２ 前項の規定による公表は，第４条第３項に定める方法を併用して行うものとする。

（公表する期間）

第７条 第４条から前条までの公表は，当該契約の履行開始日の属する年度の３月３１日まで行うものとする。

　（雑則）

第８条 この要綱に定めるもののほか，特定随意契約の手続に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，２００７年（平成１９年）３月２８日から施行する。

附　則

この要綱は，２００８年（平成２０年）３月１３日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１３年（平成２５年）１２月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１４年（平成２６年）１０月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１５年（平成２７年）１１月１１日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１６年（平成２８年）２月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は，２０１８年（平成３０年）１０月１日から施行する。